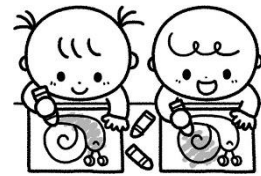


こども誰でも 通園制度

《乳児等通園支援事業》



令和8年4月スタート

こども誰でも通園制度って？

保護者のために「預かる」一時保育と違って、こども誰でも通園制度は、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していく、子どもの育ちを応援する制度です。

子どもにとって

- 家庭とは異なる場所で、家族以外の人と関わる機会が得られます。
- ものや人への興味や関心が広がります。
- 年齢の近い子との関わりで、成長や発達に刺激をもらうことができます。

保護者にとって

- 保育所などを通じて様々な情報や人とのつながりができます。
- 孤立感、不安感などの解消につながります。
- 子どもと離れる時間を過ごすことでリフレッシュできます。

対象児童	満6か月から3歳到達後最初の3月31日までの子ども (満3歳以降の利用については諏訪市民に限ります。) ※保育所・認定こども園・地域型保育施設・企業主導型保育施設などに在籍している子どもは対象外です。 ※保護者の就労状況は問いません。
開所時間	月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始等は休園) 午前8時30分～午前11時 または 午後2時～午後4時 ※1時間以上から30分単位で利用可能です。 ※同一日での利用は、午前・午後いずれか一方のみです。
実施園	片羽保育園 【諏訪 1-21-16 Tel 52-2304 Fax 52-2351】
利用可能時間	子ども1人につき 月10時間まで
利用料金	1時間 300円 (1時間以上から30分当り 150円) ※世帯状況により軽減制度があります。
給食 (おやつ含む)	提供はありません。

持ち物

●全員

- ・着替え
- ・お手拭き
- ・帽子
- ・汚れ物を入れる袋
- ・上履き(歩行可能な子)
- ・ボックスティッシュ
- ・上記を入れる布製の手提げ袋(持ち物用)
- ・お昼寝用布団(午前に午睡する場合)

●0～1歳児

- ・おむつ
- ・口拭きハンカチ
- ・ポリ袋
- ・お尻拭き
- ・スタイ

●2歳児

- ・おむつ(排泄の自立ができていない子)
- ・お尻拭き(同上)
- ・トレーニングパンツ(同上)
- ・口拭きハンカチ
- ・ポリ袋

手続き・利用方法



つうえんポータル

- (1) 事前に利用申請が必要となります。
右の二次元コードから「つうえんポータル（利用申請）」にアクセスして、「長野県諏訪市」を選択し、利用申請をしてください。
- (2) 市で審査後、「こども誰でも通園制度認定証」（アカウント発行の通知）をメールで送付します。
通知が届いたら、「つうえんポータル（利用者向けログイン画面）」にログインし、保護者および子ども情報を登録してください。
- (3) つうえんポータル内で希望施設「諏訪市片羽保育園」を検索し初回面談の予約を行ない、片羽保育園へ電話をしてください。
初回面談時には、別紙「家庭調査表」を記入し持参してください。
- (4) 初回面談を行った後、「つうえんポータル」から利用予約（仮予約）をしてください。
利用施設で予約状況を確認し、受け入れ可能であれば予約が確定します。
- (5) 利用当日は、必要なものをご持参のうえ登園してください。
利用料金は、利用した当日に現金で納付してください。

★申請から利用開始まで期間を要します。日程に余裕をもって手続きしてください★

その他連絡事項

- (1) 傷害保険は諏訪市役所次世代育成課保育係で加入します。
- (2) 乳幼児の健康状態により、利用をお断りする場合があります。
- (3) キャンセルの場合は、「つうえんポータル」で行なってください。ただし、利用日前日のキャンセルについては、必ずお昼 12 時までに直接利用施設に電話で連絡をお願いします。
- (4) 月の残時間は翌月に繰り越すことはできません。
- (5) 以下の事由等に該当する場合は、利用施設または諏訪市役所次世代育成課保育係へ変更届出書を提出してください。
 - ・市内転居など、住所を変更する場合
 - ・電話番号を変更する場合
 - ・婚姻などに伴い氏を変更する場合
- (6) 以下の事由等に該当する場合は、利用施設または諏訪市役所次世代育成課保育係へ消滅届出書を提出してください。
 - ・保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に入所する場合
 - ・他市町村へ転出する場合

不明な点がございましたら、保育係または利用施設にお問い合わせください。
諏訪市役所こども未来部次世代育成課保育係 ☎0266-52-4141 内線 446・443